

第19回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 3年12月24日（金曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 41号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 2件 |
| 第 5 | 報告第 42号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 議案第103号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1件 |
| 第 7 | 議案第104号 現況証明願について | 1件 |
| 第 8 | 議案第105号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第 9 | 議案第106号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第10 | 議案第107号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 4件 |

○出席委員（13名）

2番 舟山 珠代 君	3番 高橋 政寿 君	4番 笛木 眞一 君
5番 嶋中 勝 君	6番 津野 齊 君	7番 佐瀬日出夫 君
8番 熊谷 英二 君	9番 澁谷 洋 君	10番 渡邊 裕義 君
11番 高松 俊男 君	12番 甲斐やす子 君	13番 平山 正志 君
14番 小野寺典男 君	15番 森田 享子 君	16番 佐藤 徳市 君

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（1名）

1番 佐藤 松喜 君

○その他出席者

事務局長 川村 勉 君
農地係長 小幡 裕也 君

振興係長 不藤さとみ 君
主任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第19回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

9番 澁谷 洋 君 10番 渡邊 裕義 君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第19回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第41号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第41号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第41号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積、53.0ha。

指名年月日、令和3年12月14日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

番号2。

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積44.0ha。

指名年月日、令和3年11月2日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第41号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第42号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第42号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第42号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、甲斐委員。

あっせん委員、津野委員、佐瀬委員。

報告年月日、令和3年11月10日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字中チャンベツ123-26。

現況地目、採放地。

面積、118, 302㎡外15筆、合計面積は440, 420㎡。

価格、14, 336, 000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係は、資金借入。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君）12番・甲斐です。

報告第42号、番号1について報告致します。

令和3年11月10日に津野委員、佐瀬委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で役場大会議室において第1回あっせん委員会を開催しました。あっせん委員長には私が互選されました。

本件は、平成28年度に農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さんが売渡を受ける案件となっております。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第42号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第103号

○会長（佐藤徳市君）日程第6。議案第103号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）はい。

議案第103号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が

あった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり 1 件であります。

番号 1。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野 5 9 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4 8, 6 5 7 m²。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日。

契約期間、平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日から令和 8 年 1 2 月 2 7 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、令和 3 年 1 2 月 7 日。

土地の引渡し時期は、令和 3 年 1 2 月 7 日となっております。

なお、番号 1 につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4 番・笛木君。

○4 番（笛木眞一君） 4 番・笛木です。

議案第 1 0 3 号、番号 1 について報告致します。

1 2 月 1 7 日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人 ●●●●さんと、賃借人 ●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 4 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については、原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 0 3 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 1 0 4 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 7。議案第 1 0 4 号、現況証明願について、内容 1 を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第104号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字虹別原野59線114-9。

地目、登記簿、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積 474㎡外1筆、合計面積は9,242㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

調査年月日、令和3年10月11日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番 笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第104号 番号1について報告いたします。

この件につきましては、あっせん案件で、令和3年10月11日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査をしてみました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野と雑種地になっており、農地・採草放牧地以外であることを確認してみました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第104号、内容1件は原案可決されました

◎議案第105号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第105号、農業振興地域整備計画の変更について、内容

2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

議案第105号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字塘路307番地9。

現況地目、畑。

面積、97,638㎡のうち1,266.62㎡。

事業計画の名称 D型堆肥舎及びエプロン整備事業。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業の規模等、D型堆肥舎226.80㎡、エプロン136.08㎡。

土地所有者、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、小野寺委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺典男君） 14番・小野寺。

議案第105号、番号1について報告を致します。

12月13日に津野委員、佐瀬委員、甲斐委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の6ページから9ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、阿歴内で営農する●●●●さんが、堆肥舎を整備することを目的に標茶町に申請し、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることが妥当かどうかの意見を、町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積、土地利用計画についても記載のとおりと確認しています。

事業の規模については妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

区分、除外。

地番、字オソツベツ265番地2。

現況地目、原野。

面積、19,615㎡のうち7,190㎡外1筆、合計面積9,666㎡

事業主体は、川上郡標茶町川上4丁目2番地、標茶町。

土地所有者 ●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、渋谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 9番・渋谷君。

○9番(渋谷 洋君) 9番・渋谷です。

議案第105号、番号2について報告を致します。

12月16日に舟山委員、高橋委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから5ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業農振地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられた9番・渋谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第105号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第106号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第106号、農地法第5条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第106号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、塘路307-9の内。

地目、登記簿、畑。

現況、畑。

面積、1,267.97㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、D型堆肥舎・エプロン施設新設の為。

転用計画内容は、期間、許可日から永久。

D型堆肥舎、226.80㎡

エプロン、136.08㎡。

作業スペース、905.09㎡

調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査結果につきましては、小野寺委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺典男君） 14番・小野寺です。

議案第106号、番号1について報告いたします。

12月13日に、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料6ページから9ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は阿歴内で営農している●●●●さんで、●●●●さんの土地において、堆肥舎建設を目的とした永久転用をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は、農振農用地区域内の農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第106号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第107号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第107号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第107号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり4件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ123-26。

地目、登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、118、302㎡外15筆、合計面積は440、420㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年12月29日。

対価の支払期限、令和4年2月28日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、14,336,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件のため、改めての現地調査は行っておりません。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ123-22。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、42,942㎡外49筆、合計面積は763,678㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和3年12月29日から令和23年12月28日。

土地の引渡時期、令和3年12月29日。

金額については、無償。

なお、番号2につきましては、甲斐委員に調査依頼を行っておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

報告第107号、番号2について報告致します。

事務局より調査依頼があり、12月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

●●●●さんは、経営移譲により後継者の●●●●さんへ農地を貸付けするとのことでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については、原案可決されました。

○会長（佐藤徳市君） お諮り致します。

番号3から番号4まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別388-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、48,948㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年12月29日から令和5年12月28日。

土地の引渡時期、令和3年12月29日。

金額、年間、137,054円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野59-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、48,657㎡。

利用権の期間、令和3年12月29日から令和9年12月28日。

金額、年間、136,239円。

なお、番号3及び番号4につきましては、笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

報告第107号、番号3及び番号4について報告致します。

事務局より調査依頼があり、12月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

●●●●さん、●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第107号、内容4件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第19回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 第19回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時30分閉会）